

学修及び学生生活支援

滋慶医療科学大学では、学生の学修及び学生生活支援について、以下の取組みを行っている。

1. 入学前教育

入学者選抜方法の多様化を踏まえ、入学予定者の基礎学力の定着、学部教育内容への興味増進、及び教職員との早期コミュニケーションの促進を目的として、所管委員会と事務局が連携して入学前教育を実施している。主な内容としては、テキストを用いた自宅学習（基礎学力の確認及び復習）のほか、来学型の学習会を実施しており、入学予定者同士のグループワークや医療機器に関連する体験学習を行っている。また、希望者を対象に数学・理科の基礎学力対策学習会を実施している。さらに、希望者を対象に医療機器関連の企業見学会を実施し、将来の職業イメージの形成を促すことで、入学前の学修意欲向上を図っている。

2. 学年主任制（担任制）

学生支援業務をよりの確かつ効果的に行うために、学年主任制（担任制）を設けている。各学年に2～3名の専任教員を配置し、受持ち学生との個人面談を計画的に実施するとともに、学生サポートセンターと連携し、学修・履修指導や学生生活に関する相談、必要に応じた助言を行っている。

また、週1時間のホームルームを設定し、学年主任と学生が定期的に対面する機会を確保している。これにより、学修状況の把握や進路相談、履修上の課題への早期対応が可能となり、継続的かつきめ細かな支援が強化されている。ホームルーム内では学修習慣の形成を促すオリエンテーションや情報提供も行い、学生が主体的に大学生活を送る基盤づくりを支援している。

3. 新入生及び在学生オリエンテーション

新入生及び在学生が修学・学生生活に関わる重要事項を十分に理解できるよう、新入生に対しては入学直後に、在学生に対しては各学期開始時に、それぞれオリエンテーションを実施している。オリエンテーションは教務委員会が企画し、学年主任及び事務局職員が連携して運営する体制を整えている。

4. オフィスアワー

学生の学修や学生生活に関する相談に対応するため、全専任教員がオフィスアワーを設定している。オフィスアワーは、教員名・研究室・曜日・時間帯を記載した一覧表を学内の掲示板に掲示するとともに、Web上のコミュニケーションツール等に掲載し、学生が随時確認できるようにしている。また、オフィスアワー以外の時間帯についても、学生の希望に応じて柔軟に相談に応じる体制を整えている。

5. 休学・退学・学生相談への支援

休学・退学希望者への支援や学生相談への対応については、各種所管委員会、学年主任及び事務局が連携して行っている。学年主任制（担任制）やオフィスアワーを設けて個人面談等を実施するなど、教職員が連携して学生の状況把握に努めている。

6. 学生面談

学生面談は、学年主任が年2回実施し、すべての学生が修学面や学生生活上の悩み・問題等を相談できる場を設定している。面談では、学修ポートフォリオや学生面談表を活用した指導を行っている。

7. 学生アンケートの活用

授業運営の改善及び教育内容の向上を目的に、FD(Faculty Development)活動の一環として授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、集計のうえ所管委員会で審議し、教授会で共有しており、学生及び科目担当教員にフィードバックしている。また、アンケート結果に基づき、全科目担当教員に授業改善報告書の提出を義務付けており、同報告書は学内掲示板等を通じて学生に公表している。

また、学生生活全般及び学内施設等に関する満足度を把握するために、学生生活満足度調査を実施している。調査結果は、所管委員会等による対応及び改善の検討を経て、大学に対する要望などへの回答とともに学生に公表している。

8. 障害学生支援

「障害学生修学支援規程」に基づき、障害学生の修学を支援する体制を整備している。所管委員会、教員及び事務局（教務・学生支援担当）が連携し、学生本人との面談等を通じて状況を把握し、希望や特性に応じた支援を行っている。また、障害のある学生に対して個別の支援計画を策定し、その内容に基づく継続的な支援を実施している。施設面では、エレベーター、障害者用トイレ、障害者用駐車場、及び視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等を整備し、バリアフリー環境を確保している。また、「障害学生修学支援規程」に基づき、合理的配慮や支援内容等に関する教職員研修を毎年実施し、教職員の理解促進と支援の質向上に努めている。

9. 課外活動支援

課外活動を正課教育と並ぶ重要な学修機会と位置づけ、学生の自主的な活動を支援する体制を整備している。学生主体の活動組織である校友会が中心に、新入生交流会及び総会の開催、並びにスポーツフェスティバル、研修旅行及び学園祭の企画・実施など、多様な交流・行事を実施しており、大学としてもこれらの活動の支援を通じて、学生間の交流促進と大学生活の充実を図っている。サークル活動については、複数の団体が設立されており、活性化と支援体制の充実を図っている。

10. 健康相談・心的支援・生活相談

学生の心身の健康管理については、学校保健安全法に基づき、毎年度全学生を対象とした定期健康診断を実施し、健康状態の把握に努めている。体調不良時の休養や校内での負傷・急病への応急処置は、校内医務室で行っている。

心理的支援については、本学校舎に隣接するカウンセリング機関と連携体制を構築している。同機関には専属カウンセラーが配置され、心理面を中心とする様々な相談に応じている。また、学内にも相談窓口を設置し、事案発生時の学内外の相談経路を周知している。

ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止規程」及び「職員倫理規則」に基づき、所管委員会が中心となって、ハラスメント防止のための啓発活動の企画・実施、苦情相談の調査、対処方針の検討、再発防止策の立案等を行っている。また、学生便覧やオリエンテーションでの周知のほか、教職員・学生を対象とした外部講師によるハラスメント防止研修を毎年実施している。さらに、「危機管理マニュアル」にハラスメント対応事例を記載し、教職員に周知している。